

令和6年4月18日

## 宮崎労働局における個人情報漏えいの発生について

宮崎労働局(局長 坂根 登)は、宮崎労働局において発生した個人情報漏えいについて、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

### 1. 概要

宮崎労働局労働基準部労災補償課において、4人分の被災労働者に係る労働者災害補償保険の診療費の請求書類等(3医療機関分)を紛失するという個人情報漏えい事案が発生した。

紛失した書類には、被災労働者4人分の氏名、生年月日及び傷病名等が記載されていた。

#### 【紛失した書類の名称】

- ・労働者災害補償保険診療費請求書  
(医療機関が被災労働者の治療等に要した費用を国(厚生労働省)へ請求する際に提出する書類)
- ・診療費請求内訳書  
(上記請求書の詳細(診療行為等)が記載された書類)
- ・労災診療費審査疑義付箋  
(国が請求書類を審査した際に、その請求内容に疑義が生じた場合に付す書類)

### 2. 事実経過

- (1) 職員 A 及び職員 B は、令和6年3月11日までに受理した、労働者災害補償保険診療費請求書及び診療費請求内訳書を審査し、請求内容等に疑義が生じたものについて、月末に開催する労災診療費審査委員会に諮るため、労災診療費審査疑義付箋を付して職員 C に渡した。職員 C は、審査委員会に諮る事案の資料を、執務室内のキャビネットに保管した。
- (2) 3月27日に審査委員会を開催し、疑義のある案件について審議を実施した。職員 C は、審査委員会終了後に、審査に使用した書類を執務室内に持ち帰り、キャビネットに保管した。この時点で、紛失した書類の所在は確認していなかった。
- (3) 3月28日、職員 A 及び職員 B が、審査委員会で審議した案件の書類を確認しようとしたところ、上記(1)の書類の所在が確認できなかった。
- (4) 以降、執務室内や審査委員会を開催した会場、職員を含む関係者の所持品をくまなく搜索したが、当該資料は発見できなかった。
- (5) 4月3日及び4日にかけて、労災補償課長等が4人の被災労働者及び3医療機関に対して電話及び訪問し、本事案の経過の説明及び謝罪を行った。

### 3. 発生原因

審査委員会での審査のため対象文書を移動させる機会が複数回発生するにもかかわらず、書類の持ち出しや受け渡しのつど、書類の存在を確認する作業手順となっていなかった。

### 4. 再発防止策

宮崎労働局においては、局内各課室・各労働基準監督署及び公共職業安定所に対し、個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底を指示するとともに、個人情報漏えい発生部署に対しては、下記の事項を実施するよう指示した。

関係書類の所在が確認できるよう、持出簿を作成した上での管理を徹底すること。

書類の移動を極力少なくした、診療費審査の全行程の作業手順書を作成し、遵守すること。

(照会先)

宮崎労働局労働基準部労災補償課  
課長 若本 正宏  
労災管理調整官 佐々木 大樹  
(電話) 0985(38)8837